

## 【令和5年度】

# 地方空港におけるインバウンド拡大に向けた着陸料軽減について

## 1. 軽減措置の概要

### (1) 対象便

対象空港に乗り入れる国際旅客定期便の新規就航、増便又は運航再開便、国際旅客チャーター便の増加又は運航再開分のうち、空港法第14条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の誘致・充実に向けた取組が行われていると認められるもの

### <留意事項>

#### ① 補助対象について

補助対象となる便は以下のいずれかに該当する便のことを言う。

##### i) 新規就航又は増便

平成29年夏ダイヤ以降に増加(新規就航を含む。以下同じ。)した便(当該増加から3年を経過していないものに限る。)に使用されるものに限る。

※1) 新規就航又は増便する日の属する月の1年前の月から新規就航又は増便する日の属する月の前月までを基準期間とし、事業計画又は運航計画書(以下、「運航計画等」といいます。)において設定された各月の運航回数が、基準期間における同月よりも増加している場合の当該増加分を補助の対象とする。

※2) 新規就航する定期便(チャーター便の継続的な運航の開始から1年を超えた後に移行した場合を除く。)及び訪日誘客支援空港における運航実績が特に少ない本邦外の地域に存する空港との間を運航するチャーター便については、前年度のチャーター便の運航実績に関わらず、運航した全便を補助対象便とみなすことができる。

※3) 令和4年8月5日付で新たに訪日誘客支援空港に指定された空港は、「平成29年夏ダイヤ以降に増加(新規就航を含む。以下同じ。)した便」を「令和元年冬ダイヤ以降に増加(新規就航を含む。以下同じ。)した便」と読み替えることとする。

##### ii) 運航再開便

新型コロナウイルス感染症の影響によって運休止、その後運航再開した便。

※1) 支援期間は支援開始日(令和4年度に本支援を受けている便については、令和4年度の支援開始日)から原則6か月とする。但し、予算の都合等により、支援期間を変更する場合がある。

- ② 運航計画の変更等により事後的に要件を満たさなくなった場合には、軽減額相当の着陸料を追徴することがある。
- ③ 運航時期に大きな偏りが生じる場合(大幅な増便の直後に大幅な減便が行われる場合など)などには、その一部について着陸料軽減の対象としないことがある。
- ④ 本措置による令和5年度中の着陸料軽減額は、原則として1空港につき1,500万円を上限とする。(新規就航する定期便及び新規就航・増便する東アジア4都市(ソウル、台北、上海、香港)以外の都市に存する空港に係る路線を除く。)
- ⑤ 国際路線の誘致・充実に向けた取組が行われていると認められるか否かは、以下の点を総合的に勘案して判断する。
  - ・取組の実施者が当該取組を的確に遂行する能力を有すること
  - ・国際路線の誘致・充実の効果的な取組であって、一定規模(本措置による軽減額と同程度)以上のものが行われていること

・取組の内容が、当該空港が所在する地方公共団体等により策定されている訪日外国人旅行者の受入等に関する計画と整合するものであること

- ⑥ 本割引の届出は、令和5年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、当初予算成立前に届出の手続を開始するものです。軽減対象者の決定や割引の執行は、令和5年度当初予算の成立が前提となりますので、ご了承ください。

(2) 対象空港

東京国際空港及びコンセッション空港を除く国管理空港並びに共用空港

(3) 対象期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 軽減率:1/2

※令和5年度における着陸料軽減は予算の成立が前提となるものです。また、今後内容等が変更になる場合がある。

## 2. 軽減措置の拡充

1. において規定する軽減措置に加え、以下のとおり軽減措置を拡充することができる。

(1) 拡充の対象便

拡充の対象空港に乗り入れる国際旅客定期便の新規就航・増便及び運航再開便、国際旅客チャーター便の増便又は運航再開便のうち、地域の関係者による国際路線の誘致・充実に向けた取組が効果的であって、一定規模（軽減措置を拡充した場合の軽減期間・軽減額と同程度）以上のものが行われていると認められるもの

(2) 拡充の対象空港

1. (2)において規定する軽減措置の対象空港のうち、訪日誘客支援空港(区分1及び2)

(3) 拡充の内容

① 軽減率の拡充

着陸料の全額免除。補助対象は1. (1)①と同じ。

注) 国際路線の誘致・充実に効果的な取組が軽減率を拡充した場合の軽減額と同程度以上であるとは認められないが、軽減率拡充前の軽減額と同程度であると認められる限り、軽減率を1/2に変更できる。ただし、軽減率の拡充の終了による軽減率の変更は月単位とする。

## 3. 提出書類

(1) インバウンド割引届出書

※変更の場合は「インバウンド割引届出書(変更)」

(2) 添付書類

① 航空会社等に対する支援の具体的な内容が確認できる書類(補助要綱、予算書、合意書等の写し)

② 訪日外国人旅行者の受入等に関する計画

※広域観光周遊ルート形成計画が策定されている地域においては、当該計画を提出すること。

※広域観光周遊ルート形成計画が策定されていない地域においては、その他の受入等に

関する計画等を提出すること。(様式自由)

③ その他参考資料等(必要に応じ)

#### 4. 届出書の提出方法

- (1)届出人:対象便を運航する航空会社と地域の関係者との連名
- (2)届出先:国土交通大臣
- (3)届出書の提出先  
航空局総務課企画室長
- (4)受付期間:令和6年2月20日まで  
(次年度以降軽減措置を継続して実施する場合には以後も継続して受付。)
- (5)届出書の提出期限:軽減措置を受けようとする月の前月20日まで  
ただし、本通知記載の提出先に本通知公表後2週間以内ないし新規就航、増便又は運航再開日のいずれか遅い日までに予め連絡した場合に限り、軽減措置を受けようとする月の翌月15日までとする。
- (6)届出内容の変更等について  
届出内容を変更する必要がある場合には、速やかに航空局総務課企画室に通知するとともに、変更後の届出書を提出してください。
- (7)その他  
届出内容に不備がある場合は軽減措置を受けられませんので、事前に確認を受けてください。

#### 5. 問合せ先

国土交通省 航空局総務課企画室 「インバウンド割引」担当

電話:03-5253-8695

メールアドレス:hqt-honichi@gxb.mlit.go.jp